[適新工第5号書式]

申請日 令和　　年　　月　　日

竣工現場検査申請書・適合証明申請書（新築住宅）

（フラット35・財形住宅）

（第一面）

1．独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続及び申請書第二面の申請者確認事項を了承し、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、次のとおり竣工現場検査・適合証明を申請します。なお、この申請書及び添付図書等に記載された事項は、事実に相違ありません。記載された事項が万が一事実に相違していた場合は、この手続及び交付された適合証明書を取り消されても異議ありません。

2．次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します（代理者欄が記載された場合に限ります。）。

検査機関名 関西住宅品質保証株式会社 御中

申請者	氏名又は名称 フリガナ 〒（　　－　　）住所： TEL（　　）－（　　）－（　　）FAX（　　）－（　　）－（　　）　担当者名：（事業者の場合）
代理者（申請者以外が手続する場合に限り記入）	氏名又は名称 フリガナ 〒（　　－　　）住所： TEL（　　）－（　　）－（　　）FAX（　　）－（　　）－（　　）　担当者名：（事業者の場合）
手数料請求先	□ 申請者　□ その他　□ 代理者　→［会社名：　所属/担当者名：　連絡先：　住所：〒（　－　）］

建設の場所（地名地番）			
建物の名称		注文住宅・分譲住宅の区分	□ 1.注文住宅　□ 2.分譲住宅
建築主（申請者と異なる場合のみ記入）	氏名又は名称		
	郵便番号・住所	〒　　－	
設計検査	□ 1.設計検査を実施	合格日・番号	（元号）　年　月　日（第　　号）
	□ 2.設計検査を省略（適合証明の検査と同一機関で、いずれかの検査を実施） □ 長期優良住宅の技術的審査　□ 設計住宅性能評価の検査（一定の性能※を満たすものに限ります。）		
中間現場検査（一戸建て等の場合のみ）	□ 1.中間現場検査を実施	合格日・番号	（元号）　年　月　日（第　　号）
	□ 2.中間現場検査を省略：下記検査実施機関名［　　］ □ 住宅瑕疵担保保険の検査実施　□ 建築基準法の中間検査実施　□ 建設住宅性能評価の検査実施（一定の性能※を満たすものに限ります。）		
竣工済特例（一戸建て等の場合のみ）	□ 竣工済特例による検査を実施（中間現場検査が可能な時期を過ぎてしまった場合） 注：設計検査申請書を併せて提出してください。		
着工日	（元号）　年　月　日	竣工（予定）日	（元号）　年　月　日
計画に関する変更の有無	□ 1.無　□ 2.有（前回の検査時から申請内容に変更がある場合） ↳注：連絡事項欄に変更内容を記入してください。なお、再度設計検査が必要な場合があります。		
連絡事項			

※検査機関受付欄	※検査者名	※決裁者名	※整理簿記録照合欄	※判定欄（合格年月日及び番号）
				令和　年　月　日 第　　号
	※備考欄			

※ 一定の性能とは、原則として次の性能を満たすものをいいます。
〔一戸建て等〕断熱等性能等級：等級2以上、劣化対策等級：等級2以上、維持管理対策等級（専用配管）：等級3
〔共同建て〕 断熱等性能等級：等級2以上、維持管理対策等級（共用配管）：等級2以上
また、フラット35Sを利用する場合は、上記に加えて、必要とされる等級等を満たす必要があります。

（注）建設性能評価の検査時にフラット35の検査項目について確認している場合は、現地での検査を実施済みとして取り扱う場合があります。

2022年10月

[適新工第5号書式]

竣工現場検査申請書・適合証明申請書（新築住宅）

（フラット35・財形住宅）

（第二面）［一戸建て等用］

○建物の概要

1戸当たりの床面積		□□□□.□ ㎡		敷地面積	□□□□□.□ ㎡
建物の構造等	構　造	□ 2.木造（耐久性あり）※1　□ 3.準耐火（　□ 1.イ準耐　□ 2.ロ準耐　□ 3.省令準耐＊　） □ 5.耐火　＊機構承認住宅（省令準耐火構造タイプ）の場合：承認番号（　）			
	戸建型式	□ 1.一戸建て　□ 2.連続建て □ 3.重ね建て		併用住宅区分	□ 1.専用住宅　□ 2.併用住宅
	階　数	地上　　階　地下　　階			
工　法		□ 1.在来木造　□ 2.プレハブ（木質系）　□ 3.プレハブ（鉄骨系）　□ 4.プレハブ（コンクリート系） □ 5.枠組壁工法（ツーバイフォー工法）　□ 6.丸太組構法　□ 7.鉄骨造・RC造等			
機構承認住宅（設計登録タイプ）の場合		会社名（　　）承認番号（　　） 省エネルギー基準適合仕様シートの有無　□ 1.有　□ 2.無			
フラット35S又はフラット35維持保全型の適用の有無	フラット35S	□ 1.有	□ 2.無		
	フラット35維持保全型	□ 1.有	□ 2.無		

上記で「1.有」を選択した場合のみ以下を記入してください。

□ **申請住宅が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に含まれないことを確認した。**

注）レッドゾーン内に含まれる場合はフラット35S又はフラット35維持保全型を利用できません。

フラット35S適用基準	金利Bプラン	□ 1.省エネルギー性	□ 1.断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級6※2 □ 2.断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級4又は5※2
		□ 2.耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2
		□ 3.バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級3
		□ 4.耐久性・可変性	劣化対策等級3以上等※3
	金利Aプラン	□ 5.省エネルギー性	□ 1.断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6 □ 2.認定低炭素住宅※4 □ 3.性能向上計画認定住宅※5
		□ 6.耐震性	□ 1.耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3 □ 2.免震
		□ 7.バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級4等※3
		□ 8.耐久性・可変性	長期優良住宅
	ZEH	省エネルギー性	□ 9.『ZEH（－M）』　□ 10. Nearly ZEH（－M）※6 □ 11. ZEH－M Ready※6　□ 12. ZEH（－M）Oriented※6
		適用条件（一戸建ての場合）	□ なし　□ 寒冷地　□ 低日射地域　□ 多雪地域　□ 都市部狭小地等
フラット35維持保全型適用基準		□ 長期優良住宅	

2戸以上申請の場合 ※7	申請戸数	□□□ 戸	住宅番号	

※1　耐火、準耐火構造以外の構造で、機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。

※2　断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4の基準は、それぞれ建築物エネルギー消費量基準に代えることができます。

※3　劣化対策等級3等：評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策（一戸建て以外の場合に限ります。）が必要
高齢者等配慮対策等級4等：評価方法基準による高齢者等配慮対策等級4以上（共同住宅の専用部分は、等級3で可）

※4　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含みます。

※5　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいいます。

※6　当該基準の適用に当たっては、住宅の建設地域、建物の階数など、それぞれの基準で定める条件に該当する必要があります。

※7　申請住宅が2戸以上の場合は、申請戸数欄に戸数を記載した上で、第二面を申請戸数分提出してください。

＜申請者確認事項＞

1　独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）の証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン（以下「フラット35」といいます。）及び財形住宅融資の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。

(1) 機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合していること。

(2) 住宅の床面積※、建設費、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。

※住宅の床面積の要件は次表のとおりです。

	一戸建て等		共同建て	
	下限	上限	下限	上限
フラット35	70㎡以上	なし	30㎡以上	なし
財形住宅融資	70㎡以上	280㎡以下	40㎡以上	280㎡以下

2　申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。

3　フラット35S又はフラット35維持保全型を利用する場合は、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があることを承知しています。

4　フラット35S又はフラット35維持保全型を利用する場合は、それぞれの基準のうちいずれか1つ以上の基準に適合する必要があることを承知しています。

＜個人情報の取扱い＞

1　個人情報を利用する業務の内容及び目的

検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者（以下「お客さま」といいます。）から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

(1) 業務内容

ア　住宅に関する検査を行い、機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務（以下「適合証明業務」といいます。）

イ　その他これらに付随する業務

(2) 利用目的

竣工現場検査の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。

ア　検査機関が行う適合証明業務の実施のため

イ　お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

ウ　その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

2　機構等への個人情報の提供

検査機関は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。

ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	フラット35及び財形住宅融資（新築住宅及び中古住宅）に関する次の利用目的を達成するため。 ・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・中古住宅における適合証明書の発行の省略その他適合証明業務の事務の簡素化 ・財形住宅融資、フラット35に関する債権の譲受け又は保険・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	竣工現場検査申請書に記載されたお客さまの属性等（氏名、住所、電話番号等）、申請に関する住宅情報（所在地、構造、面積、仕様等）
申請住宅について融資の申込みを行う金融機関	フラット35及び財形住宅融資（新築住宅及び中古住宅）に関する次の事務を履行するため。 ・フラット35に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務 ・財形住宅融資に関する事務	